

名張市手数料徴収条例の一部改正について（追加資料）

【その他所要の改正】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）（令和3年5月19日公布）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る事務について、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することができることとされました。これにより、その再交付に係る手数料に関する規定を削除します。

号	手数料の種類	金額
1～11	(略)	(略)
12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により交付する個人番号カードの再交付	1件につき 800円
13～38	(略)	(略)